

第1回多摩川河川整備計画有識者会議

(議事録)

平成28年11月25日

TKP市ヶ谷カンファレンスセンター

7階ホール7A

出席者 (敬称略)

座長	福岡 捷二	(中央大学研究開発機構教授)
委員	小野 淳	(東京都島しょ農林水産総合センター振興企画室長)
	小野 一之	(府中市郷土の森博物館館長)
	玉井 信行	(東京大学名誉教授)
	利波 之徳	(神奈川県水産技術センター内水面試験場場長)
	古米 弘明	(東京大学大学院工学系研究科教授)
	星野 義延	(東京農工大学農学部准教授)

(五十音順)

オブザーバー

東京都、神奈川県

◆開会

【竹本副所長】 皆様、本日はお忙しい中ご出席を賜り、まことにありがとうございます。
定刻となりましたので、ただいまより「第1回多摩川河川整備計画有識者会議」を開催させていただきます。

私は、本日の進行を務めさせていただきます京浜河川事務所副所長の竹本と申します。
どうぞよろしくお願いいたします。

最初に本日の資料を確認させていただきます。

資料目録、議事次第、委員名簿、座席表、資料－1 多摩川河川整備計画有識者会議規則、資料－2 多摩川河川整備計画有識者会議運営要領（案）、資料－3 多摩川水系河川整備計画（変更原案）、資料－4 多摩川水系河川整備計画変更原案に係る経緯、資料－5 多摩川水系河川整備計画（変更部分対比表）、参考資料 河川法（抜粋）、以上となります。

配付漏れ等ございましたらお知らせいただきたいと思います。よろしいでしょうか。

〔「なし」という声あり〕

◆委員等紹介

【竹本副所長】 それでは、次に、委員の方々のご紹介をさせていただきます。

委員名簿の順にご紹介しますので、一言ご挨拶をお願いいたします。

小野 淳委員。

小野 一之委員。

加藤 亮委員におかれましては、本日はご都合により欠席となっております。

玉井 信行委員におかれましては、本日遅れての参加予定となっております。

知花 武佳委員におかれましては、本日はご都合により欠席となっております。

利波 之徳委員。

葉山 嘉一委員におかれましては、本日はご都合により欠席となっております。

福岡 捷二委員。

古米 弘明委員。

星野 義延委員。

続きまして、事務局は、関東地方整備局及び京浜河川事務所です。

関東地方整備局 河川調査官 高橋。

京浜河川事務所長 服部、京浜河川事務所 調査課長 高橋、私、京浜河川事務所 副所長の竹本でございます。

◆規則について

【竹本副所長】 引き続きまして、関東地方整備局で決めました本会議の規則につきまして

てご説明をさせていただきます。規則の読み上げをお願いします。

【高橋調査課長】 右上に資料－1とございます多摩川河川整備計画有識者会議規則という資料をご覧ください。規則を順次読み上げさせていただきます。

多摩川河川整備計画有識者会議規則

(趣旨)

第1条 本規則は、国土交通省関東地方整備局長（以下「局長」という。）が「多摩川水系河川整備計画（案）」を作成するにあたり、河川法第16条の2第3項の趣旨に基づいて、学識経験を有する者の意見を聴く場として設置する多摩川河川整備計画有識者会議（以下「会議」という。）の組織、委員、会議、庶務その他会議の設置等に関して必要な事項を定めるものである。

(会議の委員及び組織)

第2条 委員は、多摩川に関する学識や知見を有する者のうちから、局長が委嘱する。

2 委員は10人以内で組織する。

3 委員の任期は、「多摩川水系河川整備計画」が策定されるまでとする。

4 委員は、非常勤とする。

5 委員の代理出席は認めない。

6 会議に座長を置き、委員の互選によりこれを定める。

7 座長の任期は、事故により継続することが困難な場合を除き、第3項に定める期間とする。

8 会議には、関係都県の担当者をオブザーバーとして参加させることができる。

9 座長は、会務を総理する。

10 座長に事故があり、参加できないときは、座長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議の庶務)

第3条 会議の庶務は、関東地方整備局河川部河川計画課、京浜河川事務所において処理する。

(雑則)

第4条 この規則に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は座長が定める。以下、附則となっております。

以上でございます。

【竹本副所長】 ただいま説明がございました本会議の規則につきまして、ご質問ございますでしょうか。

〔「なし」という声あり〕

◆座長選出

【竹本副所長】 引き続きまして、本会議の座長の選出に入らせていただきたいと思います。

す。規則第2条第6項によりまして、座長は委員の皆さまの互選ということになっていま
す。どなたか座長を引き受けていただける方、ご推薦等々ございませんでしょうか。

【星野委員】 座長に福岡委員を推薦します。

【竹本副所長】 星野委員から福岡委員の座長への推薦がございましたが、これについま
して、皆様方のご意見はございますでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

【竹本副所長】 異議がないようですので、座長は福岡委員にお願いしたいと思いま
す。福岡座長、座長席にご移動をお願いします。ご移動後、一言ご挨拶いただければと思
います。

【福岡座長】 多摩川は私が河川工学の勉強上、一番関わりを持って来た川でございます。
今回の整備計画変更事案につきましては、それぞれ皆様のご専門の分野でご意見をいた
だきますようお願いいたします。

【竹本副所長】 それでは、これからの進行については、座長の福岡委員にお願いしたい
と思えます。

規則第4条に会議の運営に関し必要な事項を定める条項がございます。
福岡座長、運営要領（案）の審議からよろしくようお願いいたします。

【福岡座長】 それでは、運営要領（案）について説明してください。

【高橋調査課長】 右上に資料－2とある多摩川河川整備計画有識者会議運営要領（案）
という資料をご覧ください。

運営要領（案）を順次読み上げさせていただきます。

多摩川河川整備計画有識者会議運営要領（案）

（目的）

第1条 本運営要領は、多摩川河川整備計画有識者会議規則（平成28年11月25日
付け）（以下「会議規則」という。）第4条に基づき、多摩川河川整備計画有
識者会議（以下「会議」という。）の会議の方法に関し必要な事項を定め、も
って円滑な会議運営に資するものである。

（会議の招集）

第2条 会議は、関東地方整備局長（以下「局長」という。）の要請を受け、座長が招
集する。

（議事録）

第3条 会議の議事については、事務局が議事録を作成し、出席した委員の確認を得た

後、公開するものとする。

(会議の公開について)

第4条 会議については、原則として公開とし、会議の公開方法については会議で定める。

(会議資料等の公表について)

第5条 会議に提出された資料等については速やかに公開するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、会議に諮り、公表しないものとする。

(雑則)

第6条 この要領に定めるもののほか、会議の議事の手続きその他運営に関し必要な事項は、座長が定める。

以下、附則となっております。

以上でございます。

【竹本副所長】 多摩川河川整備計画有識者会議運営要領は、座長が定めることになっておりますが、座長この案でいかがでしょうか。

【福岡座長】 これで結構です。

【竹本副所長】 それでは、原文どおりで、運営要領の(案)をとることとします。

今後、会議は原則として、運営要領に沿って運営することといたします。また、運営要領第4条に会議の公開方法については、会議で定めるとしております。公開につきましては一般傍聴者及び報道関係者に本会議場に入っただき傍聴するようにしたいと考えております。公開方法について、座長いかがでしょうか。

【福岡座長】 異議はありません。他の先生方はどうですか。

[「異議なし」という声あり]

【竹本副所長】 それでは、本会議場へ移動したいと思いますので、皆様移動の準備をお願いいたします。

[会場を移動し再開]

【竹本副所長】 それでは皆様お揃いなので、始めさせていただきます。本日は大変お忙しい中ご出席をいただきまことに有り難うございます。

本日の進行を務めさせていただきます、京浜河川事務所 副所長の竹本でございます。よろしく願いいたします。着座にて進めさせていただきます。

記者発表の際に会議の公開をお知らせしましたが、カメラ撮りは冒頭の挨拶までとさせ

ていただきますので、よろしくお願いいたします。

取材及び一般傍聴の皆様には、お配りしております取材または傍聴にあたっての注意事項に沿って、取材及び傍聴され、議事の進行にご協力いただきますようお願いいたします。

それでは議事の第5になります「挨拶」を関東地方整備局河川部 高橋河川調査官にお願いします。

◆挨拶

【高橋河川調査官】 本日は、ご多忙の中「第1回多摩川河川整備計画有識者会議」にご出席いただきありがとうございます。

この多摩川では、平成12年に多摩川水系河川整備基本方針が定められ、平成13年3月に多摩川水系河川整備計画が策定され、今後20年から30年間の具体的な河川の整備内容を定めたところです。

その後、河川整備計画に基づき、着実に整備を進めてきたところですが、平成28年10月の東京都市計画土地地区画整理事業羽田空港跡地地区土地地区画整理事業の事業計画等の認可を受けて、「高潮対策」の施行の場所に関する記載内容を変更した「多摩川水系河川整備計画（変更原案）【直轄管理区間編】」をとりまとめました。

このため、今後、国土交通省関東地方整備局長が「多摩川水系河川整備計画（案）」を作成するにあたり、河川法第16条の2第3項の趣旨に基づいて、学識経験を有する者の意見を聞く場として、本会議を設置することといたしました。

本日は、とりまとめました「変更原案」をお示しし、委員の皆様のご意見を賜りたいと考えております。

皆様には、貴重なお時間を頂戴いたしますが、本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

【竹本所長】 ありがとうございます。まことに申し訳ございませんが、カメラ撮りはここまでとさせていただきますので、ご協力をお願いいたします。

委員の皆様にご覧がでございます。ご発言にあたりましては、お手元のマイクを使用し、お名前の後にご発言をいただければと思います。

よろしくお願いいたします。

それでは、座長、議事の進行をお願いいたします。

◆多摩川水系河川整備計画(変更原案)

【福岡座長】 それでは、議事に入らせていただきます。「多摩川水系河川整備計画（変更原案）」について、事務局から説明をお願いします。

【高橋調査課長】 京浜河川事務所 調査課長の高橋です。よろしくお願ひいたします。座って説明させていただきます。

本日、みなさまのお手元にお配りしております資料－3～5につきまして、全体を一通り説明させていただきますと思います。

まず、資料－3ですが、こちらは、多摩川水系河川整備計画変更原案でございます。原案の本文につきましては、後ほど、説明させていただきますので、先に資料－4からご説明させていただきます。

資料－4は、多摩川水系河川整備計画変更原案に係る経緯でございます。

1枚めくっていただき、1ページ目は、多摩川流域の概要でございます。

多摩川は、山梨県甲州市の笠取山に源を發し、流域面積が1240km²、幹川流路延長138kmで、途中、秋川や浅川などが合流し、東京湾に注ぐ1級河川でございます。

首都圏における社会、経済、文化等の基盤をなすとともに、都市域における貴重なレクリエーション、自然空間を有しております。

また、1級河川の中では、河床勾配が比較的急な河川であり、洪水による滞筋の変化、河岸洗掘が著しいなどの特性を有しております。

次に2ページ目でございます。2ページ目は、多摩川の改修経緯でございます。

多摩川の改修経緯は、明治40年、43年とたび重なる洪水を契機に、築堤の要望が高まり、大正3年、川崎の住民が大挙して神奈川県庁に陳情をした「アミガサ事件」が起こり、大正7年に内務省の直轄事業として、多摩川改修工事に着手しました。

昭和39年の河川法が制定されたことを受け、昭和41年に、「多摩川水系工事実施基本計画」が策定されました。

昭和49年9月台風16号により、東京都狛江市において、洪水流の側方浸食により堤防が決壊する、いわゆる多摩川水害が発生、この多摩川水害を契機に昭和50年に工事実施基本計画を改定しました。

その後、平成9年の河川法改正を受け、平成12年に河川の整備の基本となる「多摩川水系河川整備基本方針」が決定され、平成13年には、多摩川の河川整備の計画である「多摩川水系河川整備計画」を策定しました。

続いて3ページ目です。こちらは、羽田空港跡地に関するこれまでの経緯でございます。

平成20年 羽田空港跡地利用基本計画が、東京都、大田区、品川区、国土交通省航空局により、策定されました。

平成22年、羽田空港跡地まちづくり推進計画が、先ほどの4者により策定されました。

推進計画の策定後、概ね5年が経過した平成27年7月、羽田空港跡地第1ゾーン整備方針が、大田区により策定され、2ヶ月後の平成27年9月、羽田空港跡地第1ゾーンにおける土地区画整理事業の基本協定が、東京都、大田区、国土交通省航空局、独立行政法人都市再生機構の4者で締結されました。

つづいて、平成28年2月、都市計画の決定又は変更に係る都市計画法の特例認定が内閣総理大臣より大田区に決定し、平成28年10月、東京都市計画土地区画整理事業羽田空

港跡地地区土地区画整理事業の事業計画等が、独立行政法人都市再生機構に認可され、あわせて、羽田空港跡地第1ゾーン整備事業（第1期事業）の整備・運営事業者の募集を大田区が開始、という状況でございます。

次に4ページ目でございます。羽田空港跡地第1ゾーン整備方針【概要版】でございます。こちらは、大田区の許可をいただき、大田区のホームページより引用した資料でございます。

今回、大田区がこれまで羽田空港の空港用地であったエリアを大田区が主体的に整備を行うことになり、その整備の背景やコンセプトなどの説明資料となります。

まず、大田区が主体となり整備を行うエリアは第1ゾーンと呼ばれており、海老取川、直下流の東京モノレール、京浜急行の天空橋駅のあるエリアとなります。

コンセプトとしては、「世界と地域をつなぐ「新産業創造・発信拠点」を形成、HANEDA ゲートウェイ」としており、これは、5つの基本方針、7つの重点プロジェクトなどから構成されております。

この第1ゾーンは、7つの重点プロジェクトを効率的かつ魅力的な事業として推進することとしており、スケジュールとしては、平成32年にまちづくりの概成を目指すとなっております。

次に5ページ目でございます。羽田空港第1ゾーンにおける土地区画整理事業の基本協定締結についてでございます。

こちらは、先ほど、ご説明させていただきました国土交通省航空局、東京都、大田区、あと都市再生機構によって結ばれているものでございます。「主な締結内容」の「(2)事業の施工 1) URが都市区画整理事業を施行する」となっております。

こういったものを受けて、最後の6ページ目ですが、平成28年10月5日、約2ヶ月前になりますが、東京都市計画土地区画整理事業羽田空港跡地地区土地区画整理事業の事業計画等が認可され、第1ゾーンの区画整理事業は都市再生機構が行うことになりました。これを受けて、第1ゾーンの多摩川側について、現在、多摩川水系河川整備計画において、整備区間に含まれていないことから、当該区間約400mの高潮対策を実施するため、河川整備計画を変更するものでございます。

続きまして、資料-5のご説明です。

こちらは、多摩川水系河川整備計画【直轄管理区間編】の変更部分対比表となります。こちらは、資料-3の抜粋版になっておりますので、資料-3と合わせて、ご説明させていただきます。

こちらの資料は、1枚めくっていただきますと表紙がありますが、左側が現行、右側が変更原案となっております。表紙につきましても、「変更原案」と赤字で入れさせていただいております。

1枚めくっていただきまして、こちらが変更部分となっております。こちら右側の部分を見ていただければと思いますが、第2節「河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設等の機能の概要」の「第1項 洪水、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項」の「表2-2-1 河道断面の確保対策に係る主要な河川工事の種類、施行の場所、設置される河川管理施設等の機能等」で

の「高潮対策」の施行の場所に今回の羽田空港跡地第1ゾーンの延長約400m、「大田区羽田空港二丁目～羽田空港一丁目（左岸1.1k～1.5k）」のみを追加するものです。

なお、この本文の追加に伴い、該当する付図2枚にも、高潮対策が追加となるため変更となります。

なお、資料-3は、多摩川水系河川整備計画の変更原案の一式となっておりますが、今回の高潮対策の一部区間を追加している変更部分として、本文では、P26のみ、付図では、河川工事・治水のNO.2、3が変更となっております。

以上でございます。

【福岡座長】 ただいま事務局から「多摩川水系河川整備計画（変更原案）」について説明がありましたが、委員の方々からご意見等をいただきたいと思っております。今まで高潮堤防がなく、防災上問題であるということで、河川管理者である関東地方整備局河川部が京浜河川事務所と共に提案いただいたように整備計画の変更を進めたいということです。いかがでしょうか。

【古米委員】 古米です。資料の4で今回変更に至る経緯として羽田空港跡地の第1ゾーンの整備方針が決まって実際に開発されるので、そこを高潮対策するというので十分理解できたのですけれども、予定では第2ゾーン第3ゾーンという白い線で囲まれたところもあります。第1ゾーンの次は第2ゾーンが整備されるとすると、第2ゾーンの方針が今後決まった段階で再びこの整備計画の変更をするなり、さらに高潮対策を延長する形でやるのかやらないのか、そのあたりの議論がまた出る可能性があるわけでしょうか。

【高橋調査課長】 第2ゾーンにつきましては現在、国土交通省航空局のほうで既に防潮堤という整備をしております。こちらについては航空局のほうで防潮堤を整備するという許可工作物の扱いで防潮堤が整備されている状況でございます。

第1ゾーンにつきましては、まちづくりが起こったということになりますので、そういった中では我々河川管理者のほうで整備をするということになるかと思う部分なので、まずは計画の変更を考えているという状況でございます。

【古米先生】 要は整備する主体が異なっている。しかしながら、川は一体で一つの川ですので、その整備の方針というのは航空局がやっているものとの整合性をとった形で整備計画を立てるとということと理解しました。

【高橋調査課長】 先ほど申したように航空局のほうのつくる防潮堤の高さも我々が計画している高さと同じ高さでそろえているという状況でありますので、その部分は高さの整合がとれているというものでございます。

【玉井委員】 玉井です。具体的には資料-5ですが、工事の種類、設置する施設は、高潮堤防等とあります。質問の趣旨は津波の問題です。最近ではいろいろと議論されていま

すね。この「等」というところに、津波なりその他の影響があるという場合は考慮するという趣旨が含まれている、と考えればよろしいでしょうか。

【高橋調査課長】 今まさにおっしゃって頂いたような「等」の中に津波の部分も含むという形にもなるかと思えます。

【小野（淳）委員】 東京都島しょ農林水産総合センターの小野と申します。高潮堤防をつくるということは理解したのですが、この工事によって河口部、川に対する影響というのはあるのかどうか、そこを教えていただきたいと思えます。といいますのも、この河口域と非常に汽水域で、今、私がこの会議に出る前に内湾の漁協の会議に出ていたのですが、その中の話でも、はまぐりとか非常によく採れているという話も聞いております。その工事をするにあたってその辺の、要するに漁協組合との内諾はとっているのか、工事に対する河川への影響はあるのかどうか、分かる範囲で良ければ教えていただきたい。

【高橋調査課長】 今ご質問のあった部分ですけれども、まずこちらの河川整備計画において、高潮堤防の整備をする区間を定めさせていただきます。その後、詳細な測量や地質調査等が行われた後に設計という段階に進むこととなります。その設計段階におきまして、ある程度のそういった我々が望むべき機能というものを満足するようなものがどういったものになるかということが決まった後に、関係者との協議等が行われるという段階になります。この河川整備計画の中でその区間を設定するときには、今の段階ではそういった構造とかが特に決まっているものではありませんので、そういった段階において、関係者と適切に協議等を進めていくものと考えております。

【福岡座長】 今の話、航空局の方はもう既に施設を持っているという話でしたね。具体的に航空局の施設はどのようなものがあるのですか。

【高橋調査課長】 写真等が無いですが、今、航空局のほうで整備しているのは単純に今の元々ある地盤から壁のような形で、AP+6.5mの高さまで立ち上げているようなものが一連できております。その部分はもともと空港の用地であったところに建てておまして、川側のほうに手をつけることはせずに、今の土地の中で壁のようなものがAP+6.5 mの高さまで建てているという状況でございます。

【福岡座長】 ただいまのご質問と関連して、そうすると今度つくるところは、河川サイドは防災に対して整備をやるんですけど、当然、航空局と一緒に実施していくわけですよ。そうしたら、前面に干潟があり、先ほどのお話にあった生き物もいるでしょうと、そういうことについては相当配慮する、既に配慮した線形になっているということですか。

【高橋調査課長】 実際に我々のほうが堤防を作るエリアというものが堤防の必要な敷き幅がどれくらい必要かという、現状から見るとそんなに多くスペース的にはとりにくい

場所でございます。そういった中で今、既設の護岸等もあるのですが、手をつけなければ堤防ができない状況になった場合には、今ご指摘のあったような環境に配慮したような形、その生態系が、干潟がものすごく良い環境というのは我々も承知しているところでございますので、そういった中をうまく調整しながら整備をさせていただくということを考えてございます。

【小野（淳）委員】　そういうことを期待したいところなのですが、やはり、今日も話した中では航空局の方もかなり貝とかがたくさん採れるという話もしていて、ここで話すべきではないんですけども、京浜河川事務所にも別の件でいろいろご要望があるという話は承っております。この工事を進めるにあたっては、この大田区の話については私もよく知っていますけれども、これに向けていろいろ食育の関係のイベントなどもやっていてこの話については私もよく存じてはいるんですが、それを進行するには非常に進めていくべき話だと思っていますので良いとは思っています。我々も調査も含めてご協力していくとは思っていますが、できるだけ、航空局との関連も併せて、非常に良い干潟ということで聞いてはいますので、工事についてそういったご配慮を、漁協もそうですけど、我々方から見ても、ご要望ということで受け取っていただきたいと思っております。

【玉井先生】　玉井です。今伺ったのでは、この第2ゾーンとここでは呼ばれているところに垂直な壁が立っているというのは、一般的には、干潟なり、その周辺の環境に対して、いわば突然不連続になっているということです。最近はそのようなタイプはできるだけ避けようということなので、できれば、緩やかに変化をさせたいという場所であると思います。ですから、航空局との調整というようなことも一応、話題にはなっているとは思っていますので今回そういった形でできるだけ、状況が良い環境を、生み出せるように考えるのが望ましいと思います。

【星野委員】　ひとつお伺いしたいのは、多摩川は国土交通省で、海老取川のほうは東京都で整備されるのでその辺のつながりについてと、親水という観点が整備の中に入っていますので、そういったものをどういう風に進めようと考えているのか、2点お伺いしたい。

【高橋調査課長】　今、星野委員からご指摘のございました、大田区の第1ゾーンの部分の下流側が第2ゾーン、その上流側、海老取川が東京都さん管轄ということでございます。そこにつきましては事務レベルですが、連携をとりながら既に情報共有、情報交換の場を持たせていただきまして、いろいろやらせていただいている最中でございます。その中で第2ゾーンの航空局については、個別にいろいろ我々もその部分がどうなっているだとか、その整備がどうなるということも我々のほうの計画に影響しますので、個別に調整させていただいておりますし、背後地盤の第1ゾーンの部分の土地区画整理事業が認可されているということもございますので、大田区さんとも密に連携をさせていただきながら、東京都さんの海老取川の整備、我々多摩川側の整備というものがどのような形になるか、第1ゾーンの部分、工事的には区画整理事業という面的な整備がありますので、そういつ

たところが錯綜しないかどうか含めまして、今、いろいろな情報共有を図っている最中でございます。

【利波委員】 利波でございます。河川整備計画の考え方だけもう一度確認させていただきたいのですが、今回、高潮対策としてこの区間が新たに追加されるということなのですが、海のほうの海岸保全計画ですと、事業主体とは別に全体として計画の中に書かれていたかなと記憶があるんですが、先ほどのお話からいくとその航空局さんがやられる部分についてはこの中に入っていないという形で考えていらっしゃるのでしょうか。

【高橋調査課長】 まさに今ご指摘のあったような形で、航空局が整備する防潮堤につきましては、航空局が特定の施設を守るための許可工作物という扱いになってございます。そういう意味では河川整備計画においては我々河川管理者が整備をするものとか、そういったものを記載する計画になっておりますので、一応分かれているものになってございます。

【利波委員】 繰り返して恐縮ですが、実際にはこれは水管理・国土保全局さんのほうで整備される施設を念頭においた計画であるという受け止め方でよろしいでしょうか。

【高橋調査課長】 まさにその通りでございます。

【福岡座長】 一緒になってやる、施設の連続性、環境の連続性も考えてやる、ということですね。

【古米委員】 古米です。資料3の24ページに水面の区分の設定という河口付近の状況が示されています。今回の左岸の1.1~1.6という区間は⑦のfという自然利用空間、一方、先ほどの航空局が整備される区間の多くはgの自然保全空間となっています。1ページ前にいくとそれぞれ利用空間と保全空間の定義があって、保全空間は人が入るといよりはそこに自然がそのまま保全されていると、だけれども、利用空間はレクリエーション等で人が入ることが想定されます。一方で、そこに非常に高い高潮の堤防ができるといったときに、そんな堤防があるところをその自然利用空間として設定することとの整合性みたいなものが気になります。施工される堤防では普段は人が入れるような対応をするということが可能なのか、また航空局側の保全空間における堤防とは違う形で構想されているとすれば、利用空間における堤防と利用方法との整合性をしっかりと考えるべきであると理解していますがよろしいでしょうか。

【高橋調査課長】 今ご指摘のありました、第2ゾーンの部分の前面の水際のところは、ご指摘いただいているように水際の部分は自然保全空間となっております。実際に今、航空局が防潮堤をつくる時は水際とかにはあまり手をつけなくて、陸地側の整備になってございます。今回我々のほうは、先ほど申したように堤防の必要な敷幅がどのようにとる

かというこれから細かな検討をやっていくということはあるのですが、そういったものと併せて、資料4の4ページをご覧くださいと思いますが、こちらのちょうど土地利用方針の中、右側の箱書きの中で、カテゴリーがございまして、ちょうど下から2つ目、憩い賑わい創出というものがございます。こちらの第1ゾーンにつきましてはこういったものもありまして、親水立地特性を活かしたレストランやカフェなど、いろいろな水際の部分などについて活かしていきたいという構想も持っております。そういった中では先ほど、古米委員からご指摘のあった第1ゾーンの前面につきましては自然利用空間fの空間となっておりますので、そういったものも合致していると思っております。

【福岡座長】 今までの通りでいいかどうか、あまりがっちり空間区分をすることがいいかどうか、今後、高潮対策を考えていく上で、今のご意見は大変大事なところなので、もう少し検討したほうがいいかと思っております、作り方も含めて。防潮堤は災害から守るという大事な使命を持っていますので、古米先生、小野先生のご意見も入れてしっかりとお考えになったほうがいいと思っております。こうですって断言しなくてもいいと思っておりますが、服部事務所長いかがでしょうか。

【服部事務所長】 このゾーン、どういう堤防構造にし、環境保全し、また、親水の部分で水際の賑わいを保つことについて多くの意見をいただいたと思っております。もちろん、第一に安全確保は重要ですので、それをしっかりとするという構造の中でも、単純に、下の構造が壁だからうちもそうだとは考えないで、用地の幅だとかそういったことを考えたときにできる構造とか、もう少ししっかりと考えさせていただいて対応させていただきたいと考えております。

【福岡座長】 高潮対策をするために整備計画変更をやるんだということをしかりと明記しておきたいんですね。具体的な構造に、今のご意見を入れながらご検討されていくというふうにお考え頂くのが整備計画変更の意味だと思っておりますので。

小野委員いかがでしょうか。

【小野（一）委員】 小野一之と申します。私の関心の対象である歴史的な観点から意見申し上げさせてもらいます。

今回の変更の対象となっております、羽田のあたりというのは江戸時代以来、数々の絵画、錦絵に描かれてきてまして、おそらく多摩川の流域の中では最も多く描かれた景観かなというふうに思っております。広々とした河口のところに羽田弁天、これは水の神様ですよ、これが浮島のようにあって、まわりにアシ原が広がり、松林あり、数々の帆船が群がっていたり、海苔の養殖が行われているという非常に素晴らしい景観ですよ。のどかな静けさにぎわいの空間が不思議な感じでマッチしたようなところがあります。有名な歌川広重の江戸近郊八景のうちのひとつとして羽田弁天というのが選ばれておまして、それを継承しながら30年ほど前ですか、河川事務所さんが選ばれた多摩川八景の中のひとつにも、だからこそ、残っているというようなことがありますので、そういった、多摩

川の中でも屈指の歴史的文化的景観の保全につきましてはぜひともご配慮いただきたいというふうに思っているところであります。以上でございます。

【福岡座長】 ありがとうございます。他にはいかがでしょうか。

河口の広い空間で、しかも、海の水と川の水が混じり合うところだし、いろいろな意味で大事な場所ですね。防災面で不十分であった場所に河川としていろいろ建設的にやれるというのは、非常に大きな意味があります。空港のための防災についても検討されてきた地域が、今度はさらに地域の発展のためにも防災事業を行うということです。これはもう必要な整備計画の変更であると、ご認識された上でのご意見だと思います。

今まで委員から多くのご意見がでましたが、所長さん何かコメントございますか。

【服部事務所長】 特にございません。やはりこの環境だとか、景観だとかが非常に重要だということがまた再認識させていただく意見が多かったので、その分はしっかりと考えて対応していきたいと思っておりますので、ありがとうございました。

【福岡座長】 皆さん防潮堤をつくるのにあたって、その作り方をよく考えるように、これから整備計画を考えていく上で事務局は十分知恵を出す、委員の皆さんのご意見を聞きながら、やっていただきたいと思っております。

よろしいでしょうか。最後に、今後について何か事務局ございますか。

【高橋河川調査官】 河川整備計画につきましては、法律の中でも学識を有する方のご意見を伺うこと。それは策定をするところだけではなくて、変更についてもそういう規定がございますので、今回我々事務局とすると、羽田がこういった経緯で高潮堤防をつくる必要性が出てきたので、こういった形の変更をさせていただきたいということについてご意見をいただいたという形になります。また別途一般の方々のご意見も頂いた上で、最終的に我々のほうで今回の変更案の手続きをさせていただくという流れになろうかと思っております。今後このような形で進めさせていただきますが、委員の皆様には、引き続きよろしくお願ひしたいと思っております。

【福岡座長】 それでは私たちの委員会としてのご意見ということで、そういう方向でご検討をしていただきたいと思います

事務局にお返しします。

◆閉会

【竹本副所長】 福岡座長、議事進行、ありがとうございました。

また、委員の皆様におかれましては、数々の貴重なご意見ありがとうございました。

これにて、「第1回多摩川河川整備計画有識者会議」を終了とさせていただきます。

ありがとうございました。

— 了 —